

新 産 号 外
令和 3 年 8 月 20 日

関 係 各 位

新 潟 市 長
(担当:産業政策課)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
新潟市内飲食店等に対する時間短縮営業への協力金について

本日、新潟県から、営業時間短縮の協力要請が発出されました。
この要請にご協力いただく飲食店等への協力金の審査・支給事務は、引き続き新潟市で実施することとなりましたので、併せてご案内申し上げます。
関係事業所様への周知にご協力くださいますよう、お願いいたします。

記

1. 新潟県からの要請内容 別添のとおりご案内いたします
2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第3期分)について
 - 新潟県の要請対象となる新潟市内の施設を運営し、営業時間の短縮に全面的にご協力いただいた事業者を対象に、協力金を支給いたします。
 - 協力金(第3期分)申請受付開始 令和3年9月7日(火)から
 - ※要請に応じていただいたことを確認したうえでの申請受付開始となります。
 - ※なお、新潟市第2期分(令和3年8月10日から8月23日まで14日間分)の協力金申請は8月24日(火)から郵送による受付を開始いたします。

8月24日(火)開設

新潟市協力金に関する専用コールセンター 電話 025-247-7575

受付時間:午前9時から午後5時まで(土日・祝日を除く)

※8月23日(月)までは、新潟市産業政策課(電話 025-226-1610)へお問い合わせください。

3. 飲食店への周知について
20日(金)に新潟市内の全飲食店に向けて、文書を郵送しています。

問合せ先 産業政策課 企画係(直通:025-226-1610)